

事 務 連 絡
令 和 2 年 12 月 28 日

都道府県
各 指定都市 母子保健主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

妊婦の方々への相談窓口における働く妊婦の方々からの御相談について（依頼）

令和2年5月7日付事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、出産場所の確保等の不安を抱える妊婦の方々への相談窓口の設置について（検討依頼）」において、各都道府県等の母子保健主管部局に対して、不安を抱える妊婦の方々への相談窓口の設置等について検討依頼をさせていただき、令和2年6月15日付事務連絡「妊婦の方々への相談窓口における働く妊婦の方々からの御相談について（依頼）」において、当該相談窓口に、妊娠中の働き方に関する相談が寄せられた場合の留意点等を御案内させていただいたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（以下「母健措置」という。）、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金（以下「助成金」という。）」、各都道府県労働局に設置している「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口（以下「特別相談窓口」という。）」の期限を延長することとしました。具体的な内容は下記のとおりですので、これらの内容について御了知の上、必要に応じて母健措置及び助成金の概要を御紹介いただきつつ、働く妊婦の方からの相談に対して、相談先として特別相談窓口を御案内いただくようお願いいたします。

記

1 母健措置について

母健措置の期限について、令和3年1月31日を令和4年1月31日に延長したこと。

なお、母性健康管理指導事項連絡カード（以下「母健カード」という。）については、令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」等を踏まえ、令和2年12月25日付で、医師等及び労働者の氏名の記載欄における押印を不要とすることとしましたので、御留意いただきたいこと。

母健措置及び母健カードの詳細については、別紙1を御参照いただきたいこと。

2 助成金について

母健措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、当該休暇を取得させた事業主に対し、令和2年6月15日より助成金の申請を受け付けていること。

今般、支給要件のうち、対象となる有給の休暇制度を事業主が整備し、労働者に周知する期限について、令和2年12月31日を令和3年3月31日に、当該休暇を取得させる期限について、令和3年1月31日を令和3年3月31日に延長したこと。

助成金の詳細については、別紙2を御参照いただきたいこと。

3 特別相談窓口について

働く妊婦の皆さまが相談しやすいよう、母健措置及び助成金に係る相談に対応する窓口として、令和2年10月1日から、各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）（以下「雇均部（室）」という。）において特別相談窓口を設けているが、この窓口の開設期間について、令和3年1月31日を令和4年1月31日に延長したこと。

働く妊婦の方から、母健措置及び助成金に関する詳細なお問い合わせや「事業主にどう伝えればよいかわからない」、「事業主に措置を講じてもらえない」、「休業中の給与は支給されるのか」といった問い合わせがあった場合には、勤務先の事業場の所在地を管轄する雇均部（室）の特別相談窓口を御案内いただきたいこと。

特別相談窓口の詳細は、別紙3のとおりであり、御案内の際に御活用いただくとともに、可能な範囲で母子保健に関する窓口等に配架いただくなど、周知についての御協力をいただきたいこと。

(参考)

- ・ 職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

- ・ 働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

(担当)

厚生労働省雇用環境・均等局

雇用機会均等課 母性健康管理係

Tel:03-5253-1111 (内線 7843, 7844)

Fax:03-3502-6762